

「宮崎県自殺対策行動計画 第4期計画（素案）」に対する意見募集の結果について

「宮崎県自殺対策行動計画 第4期計画（素案）」について、令和2年12月4日（金）から令和3年1月4日（月）まで、県のホームページなどを通じて、県民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、2名の方から8件の御意見をいただきました。貴重な御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。いただいた御意見の内容及び御意見に対する県の考え方につきましては、次のとおりです。

※ 該当ページ、該当箇所・項目等は、原則としてお寄せいただいた御意見に記載されたページ番号をそのまま掲載しています。（未記入の場合は「-」）

番号	該当ページ	該当箇所・項目等	意見の要旨	県の考え方
1	3～ 23～	第2章1 第3章1	新型コロナウイルス感染症拡大による影響を現状分析にできる限り反映すべきである（計画は令和元年の数値に基づいており、令和2年の状況に全く言及されていない、新型コロナウイルス感染症による影響について「こころの健康に関する県民意識調査」結果を挙げるだけでは不十分ではないか）。	<p>本県及び全国における自殺の状況については、策定年度（今年度）において確定している令和元年の人口動態統計（厚生労働省）等に基づいており、令和2年分については令和3年9月頃に確定する予定です。そのため、数値においては今回の計画には記載せず「新型コロナウイルス感染症の影響も十分に注視しながら、自殺対策に取り組む」旨の記載にとどめております（P23、28）。</p> <p>しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会経済に深刻な影響をもたらし、自殺との関連も指摘されているところであります。</p> <p>そのため、令和2年の自殺者数の暫定値（警察庁）等については、県自殺対策推進協議会や県自殺対策推進本部において共有し、現状に基づいた対策について協議しているところです。</p> <p>今後も、御意見の趣旨を十分に踏まえ、現状把握や分析を進めてまいります。</p>
2	18	(3) 心配や悩みなどに耳を傾けてくれる相手について	24時間（電話相談が）つながること、「こころの電話」のスタッフを増やすなど、真剣に話を聴いてくれる電話相談を年中無休で進めてほしい。	<p>御意見のとおり、相談体制の充実は大変重要と考えております。</p> <p>現在本県では、県精神福祉保健センターの「こころの電話」に加え、NPO法人等の3団体により、段階的に相談日や時間帯の充実を図ってきております。また県では、相談員等の人材確保について、夜間及び深夜電話相談員の募集や養成研修に対する支援を行っているところです。今後も引き続き体制の充実に努めてまいります。</p>

番号	該当ページ	該当箇所・項目等	意見の要旨	県の考え方
3	24～	第3章1(4)	生活困窮者の支援に特に注力すべきである(生活困窮者の支援は自殺者数を抑えるための重要課題である、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が踏まえられておらず内容が極めて薄い、生活保護の申請呼びかけを打ち出し、申請をためらわないよう積極的に広報してほしい)。	生活困窮者支援については、各福祉事務所が設置している自立相談支援機関において相談対応等を行っており、個々人の状況に応じて生活保護制度の紹介や窓口へのつなぎを行っています。また、生活保護制度においては、特に新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、法律上認められている保護の申請権を侵害しないことはもとより迅速かつ丁寧な対応に努めているところです。 御意見のとおり、生活困窮者に対する支援は自殺予防の観点からも大変重要な課題であることから、今後も各福祉事務所等と連携を図ってまいります。
4	24～	第3章1(2)(4) 第4章	経済・生活問題についても対策をとること(働き盛りの男性に対する支援について、経済・生活問題を前提とした対応が打ち出されていない、うつ病や心の問題に対する取り組みは進んでいるように思われるが、経済問題や生活苦については、より積極的な取り組みを検討すべき)。	経済問題や労働環境に関する取組につきましては、県内商工会議所等の経営指導員を対象に自殺予防に関する研修を行うほか、各分野における施策の検討に自殺の状況を踏まえるよう県自殺対策推進本部等を通して庁内各部局と現状を共有しており、今後も連携して取組を推進してまいります。
5	36	第4章(3)イ	学校現場における対応を見直すこと(個々の生活や人との違い等に十分な配慮を行えるよう対応を見直す必要があるのでは、また、先生方の負担を減らすような対策自体も必要であり、先生方が子ども達と向き合う時間を作る施策も含めて検討する必要がある)。	子どもたちが自他の命をかけたがえのないものであると実感できる教育は非常に重要であると考えております。また、専門スタッフと協力し、子どもたちの対応をチームで行うことも非常に重要であると考えております。 貴重な御意見として、今後の取組の参考とさせていただきます。
6	—	—	自死を思いとどめるための抑止力として、身近な方を自死で失った遺族の話や自殺予防のセミナーや啓発活動をもっと充実してほしい。	県では自死遺族の支援に対する県民の理解を深めるためイベントの開催やメディア等を活用した啓発活動に取り組んでいるところであります。 自死遺族支援についても自殺対策の重要な施策と捉えており、今後も様々な媒体や手法を活用し、啓発に努めてまいります。

番号	該当ページ	該当箇所・項目等	意見の要旨	県の考え方
7	—	—	自死遺族の方々の心情を配慮して、「自殺」ではなく「自死」と表現するよう検討してほしい。	<p>自死遺族の心情等への配慮は大変重要なことであると考えております。</p> <p>「自死遺族を支えるために～総合的支援の手引き(自殺総合対策推進センター発行・編集)」におきましては、「自死」「自殺」を関係性や状況に応じた丁寧な使い分けをしていくことが重要であるとされており、表現につきましては、貴重な御意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>
8	全体的に	無し	自殺未遂・自殺既遂のケースから具体的に教訓を汲み取り計画に生かすべき(支援がうまくいったのか、奏功しなかったのか分析・検証がない、国からの情報・検証結果を元に県独自の分析・検証は行っているのか、各関係団体の取組を集めるだけにとどまらず、より戦略的な施策を作っていく必要があるのでは、自殺対策の施策に結びつけるための実態把握や分析・検証を行うよう明示してほしい)。	<p>自殺未遂者への支援結果についてはプライバシー等の観点から計画に記載していませんが、実際には様々な関係機関との連携の下に同意の得られた方に対して保健所の保健師による訪問・面接や精神科医療機関につなぐ等の個別支援を行っているところです。</p> <p>また、自殺に関する統計資料は、必要に応じて市町村にも自殺者数の提供を行っています。今後も御意見のとおり、把握できる統計資料を基に、自殺者の年代・性別や原因・動機等を十分に分析するとともに、施策の検証も行いながら、対策を進めてまいります。</p>